

2026 年4月

雇用主・事業者 各位

在留資格「留学」を有する留学生の長期休業期間中における就労時間の制限緩和について（通知）

ものづくり大学 学生課長

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本学留学生のアルバイト等の雇用につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号の規定に基づき、「留学」の在留資格を有する者が「資格外活動許可」を得ている場合、原則として週28時間以内での就労が認められております。

また、同施行規則に基づき、当該留学生在籍する教育機関の学則による長期休業期間中に限り、1日8時間以内かつ週40時間以内の就労が認められております。

つきましては、本学学則に定める2026年度の夏季長期休業期間を、以下のとおり通知いたします。当該期間中における本学留学生の就労管理におきまして、本通知をご活用いただけますと幸いです。

敬具

記

1 2026年度長期休業期間

- 夏期休業 2026年08月07日(金)から2026年09月23日(水)まで
- 冬期休業 2026年12月24日(木)から2027年01月04日(月)まで
- 学年末休業 2027年02月11日(木)から2027年03月31日(水)まで

2 法的根拠および就労可能時間

- 根拠法令 : 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号
- 就労制限 : 通常期間:週28時間以内
長期休業期間(上記期間):1日8時間以内、かつ週40時間以内
※ 複数の事業所で就労している場合は、その合計時間となります。
- 確認事項 : 本学留学生在が所持する「在留カード」裏面の資格外活動許可欄に「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」等の記載があることを必ずご確認ください。

3 運用上の注意

- 上記休業期間の「開始日」および「終了日」にご注意ください。期間外は速やかに「週28時間以内」の制限に戻ります。
- 残業時間を含め、1日8時間・週40時間を超えることはできません。

以上